

## 第6回後見センターだより

### 1 はじめに

後見センターでは、これまで、本人の死亡により後見等が終了した場合、後見人等(以下、本人死後の後見人等も含めて「後見人等」という。)に対して、本人の死亡報告だけを求める、相続人への管理計算報告・財産引継ぎの報告を求めていませんでした。しかし、後見センターは、平成29年度中、大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センター(ひまわり)等の各専門職団体から意見を求めた上で、本人死亡後の運用について見直しを検討し、平成30年8月から、後見人等が相続人に管理財産を引き継ぐまでの事務についても監督を始める予定にしています。

そこで、本人死亡後の監督に関する運用の概要について説明します。今回は、まずは、運用の前提となる、後見人等の管理計算報告・相続財産引継ぎ事務に関する原則と、管理計算報告・引継ぎの流れについて説明します。なお、ここで説明するのは、大阪家裁後見センターの現時点における運用です。今後更に検討が進み、変更が生じた場合は、改めてお知らせしたいと思います。

### 2 管理計算報告・相続財産引継ぎに関する原則

#### (1) 管理の計算(民法870条)

「管理の計算」とは、後見人等の在職中に生じた後見財産の変動、すなわち後見事務の執行に関して生じた一切の財産上の収入及び支出を明確にし、財産の現在額を計算することであり、後見人等は、管

理計算及びその報告義務<sup>1</sup>を負うと解されます。管理計算報告義務は、後見人等の本人に対する善管注意義務（民法644条）の性質を有するので、その相手方は本人の相続人となります。また、管理計算義務は「なす債務」として性質上不可分の債務ですので、相続人が複数ある場合、後見人等は、相続人の1人に対して管理計算の報告をすれば足りることになります（民法428条）。

### (2) 相続財産の「引継ぎ」

相続財産の「引継ぎ」とは、受任者の金銭その他の物の引渡しの義務（民法869条、644条、646条1項）の性格を有する行為です。相続財産は、本人の死亡により全相続人の遺産共有の状態となり（民法896条、898条）、後見人等が後見等事務を処理するに当たり受け取った金銭その他の物の権利移転は既に終了しているため、後見人等が行う「引継ぎ」とは、動産<sup>2</sup>及び権利の徴表たる書類（預貯金通帳、証書、建物の鍵等）を相続人に引き渡すことを意味します。動産及び徴表書類の引渡しは、後見人等からみれば性質上不可分の債務であり、相続人からみれば保存行為であるため、相続人が複数ある場合も、相続人の1人に対して行えば足りることになります。

### (3) まとめ

ア このように、法律上は、管理計算報告及び相続財産の引継ぎは、いずれも相続人の1人に対してすれば足り、相続人全員に対して

<sup>1</sup> 民法870条には「報告」の文言はないが、民法869条は後見について民法644条を準用しているので、民法870条の解釈に当たっても、善管注意義務（民法644条）の一つの現れである受任者の報告義務（民法645条）が参考となり、民法870条の管理計算義務にも、民法645条と同様の報告義務が含まれると解するのが相当である。

<sup>2</sup> 動産については、後見人が代理占有していた物を相続人の直接占有とするという意味がある。

行う必要はないと考えられます。したがって、後見人等は、本人の生前から、最低1人は相続人があるかを確認しておき<sup>3</sup>、知れたる相続人があるときは、その相続人に対して管理計算報告・相続財産引継ぎをすればよいと考えられます。知れたる相続人がないときは、相続人1人を発見する限度で調査を行った上で、その相続人に管理計算報告・引継ぎをすればよく、全相続人調査をするまでの必要はないと考えます。

イ もっとも、実務では、できる限り広く相続人を調査し、判明した相続人の意向等を確認した上、相続人全員又は全員により定められた代表者に対して報告及び引継ぎを行うことが多いと思われ、文献等でも、相続人からの法律上、事実上の責任追及を避けるため、このような処理が推奨されています<sup>4</sup>。後見センターでも、本人死亡後にまずはこのような形での円満な処理を試みることには問題がなく、むしろ、事実上のトラブルを回避するためには有益であると考えています。

しかし、これまで、相続関係が複雑で調査に時間要する場合、連絡の取れない相続人がいて意向が判然としない場合、本人へのかわりを拒否し、引継ぎにも代表者の選定にも協力しない相続人がいる場合、本人の生前から相続人間の紛争が顕在化しており、相続人が相互にけん制しあって財産の引継ぎを拒絶するような場合には、相続人代表者への報告・引継ぎができないために、後見人等が本人の死亡により管理権限を失った後も、事実上長期間にわたつ

---

<sup>3</sup> 実務上、後見開始申立時に甥姪までは同意書が提出されることが多いため、申立時の「親族関係図」によって相続人はある程度特定されている。

<sup>4</sup> 赤沼康弘ほか編「Q & A成年後見実務全書 第4巻」1442頁、赤沼康弘ほか編「事例解説 成年後見の実務」238頁など

て相続財産を保有しなければならないという問題点があったと思われます。

今後、このような引継ぎ困難事例については、上記のとおり、法律上の義務自体は、相続人の一人に対してこれを行えば免れるという原則に立ち返った上、事案に応じた適切な処理を図れば足りるものと思われます。処理に悩む場合には、まずは後見センターまでご相談ください。

### 3 元後見人による管理計算報告・引継ぎ事務の通常の流れ

#### (1) 預貯金の管理（死亡直前）

〔後見・保佐・補助共通〕

ア ほとんどの金融機関は、口座名義人の死亡を確知すれば、原則としてその顧客についての全取引を停止して入出金を一切停止しています。このため、死後事務（应急処分・事務管理を含む）及び最後報酬の支払までには、後見人等の管理口座が凍結されることが多いと思われます。

イ 後見センターでは、現在も、本人の死期が迫ったときの特例として、後見人等に対して次の取扱いを認めることができます。

(ア) 後見人等は、本人の死期が迫った時点で、家庭裁判所に報告の上で、預金の一部を引き出して現金又は預り金口座等で保管し、そこからの出入金を現金出納帳によって管理します。

なお、現金による財産管理は、紛失、盜難等のリスクがあり、家庭裁判所による監督も困難であることから、後見センターでは、合理的な理由がない多額の現金保管は認めていません。この取扱いは、本人死亡の前後に関しては、現金の支出の必要性

が通常より高いことから、家庭裁判所への報告と、現金出納帳による厳格な管理を条件として、特別に認めている取扱いですので、ご注意ください。

(イ) 後見人等は、本人の死後、後見事務の清算のため管理している現金の中から、後見人報酬、後見事務費、事務管理又は応急処分義務に基づく行為に係る費用等を清算し、残った現金を他の通帳類と一緒に知れたる相続人に引き継ぎます。この現金出納帳は、相続人への管理計算報告の対象となります。

#### 〔後見〕

本人の死亡直後、後見人の知らない間に全口座が凍結され、預金を引き出せなくなることがあります。この場合も、弁済期にある債務の支払（民法873条の2第2号）に必要な金員は、同条3号の許可により預金から払い戻せますが、後見人報酬及び後見事務費用は必ずしも同条2号に当たる債務とはいえません。とはいっても、後見人と相続人との間に報酬をめぐる紛争が発生することが想定される場合には、将来、法的紛争が生じて回収に関するコストや遅延損害金が発生し、相続財産が減少することを避けるため、後見人報酬支払のための預金の払戻しについても、「相続財産全体のための保存行為」として3号許可を認める場合があると考えられます。

#### (2) 管理計算報告及び引継ぎについての履行の提供

ア 後見人等は、本人死亡から2か月以内（伸長可）にその管理の計算を行い（民法870条）、知れたる相続人に対し、「管理計算報告書並びに、相続財産（現金・動産）及びその徴表書類（各種証書・建物の鍵）を引き渡す準備ができた」旨の通知をして受領を催告し、催告を受けた相続人が指定された日時に相続財産及び

徵表書類を受領しようと思えばできる程度に引渡しの準備をします（民法493条）。

イ 知れたる相続人が相続財産及び徵表書類を受領すれば、管理計算報告及び引継ぎは完了し、後見人等は、後見センターに対する管理終了報告に移ります。

ウ 知れたる相続人が相続財産及び徵表書類を受領しなかった場合には、全相続人について受領遅滞（受領拒絶）の効果が生じ、後見人等は、以後、管理計算報告・引継ぎについて債務不履行の責任を問われることはなくなります（民法492条）。しかし、それによって上記債務が消滅するわけではありません。

### (3) 受領拒絶の場合における、債務消滅までの事務

知れたる相続人が受領拒絶をした場合、引継ぎの債務を消滅させるためには、①同相続人がその後財産を受領するか、②後見人等が弁済供託をする必要があります<sup>5</sup>。

ア 預貯金、株式・投資信託及び不動産等（現金・動産以外）引継ぎの対象とされる書類（本人名義の預貯金通帳・証書、登記関係書類等）は、前記2(2)のとおり、権利を徵表<sup>6</sup>する書類にすぎないので、引継ぎは不要と考えられます。

#### イ 現金

後見人等が債務者として供託すれば、債務は消滅します（民法494条1項1号）。

#### ウ 動産

<sup>5</sup> 管理計算報告の債務を消滅させるためには、①同相続人が管理計算報告を受領するか、②消滅時効が完成する必要がある。

<sup>6</sup> 相続人は、徵表書類を保有していても、単独では権利を行使できない反面、相続人全員の合意を証明するか、遺産分割協議を成立させれば権利を行使できる。

相続人が受領を拒絶している限り、動産については、引継債務は消滅せず、引継債務について消滅時効が完成した後も、相続人から所有権に基づく引渡請求を受けた場合には、後見人等はこれに応じる義務があると考えられます。

[後見・保佐・補助共通]

(ア) 民法918条2項は、「家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも<sup>7</sup>、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。」と規定しています。相続財産が浮動的状態（相続財産は熟慮期間終了までは放棄や限定承認の可能性があるので、遡及的に相続人でなくなったり債務の額によっては相続で得た財産がなくなったりする不安定な状態にある。）に置かれている場合に、動産の種類（経済的価値はあるが換価が難しい美術品等）や相続財産（預貯金等）の総額によっては、民法918条2項の相続財産管理人の選任を検討すべき場合があり得ます。また、どの相続人も強硬に引継を拒絶し、後見人等による事実上の管理を継続すること自体が相続財産全体の価値を減少させるといえるような例外的な事案については、家庭裁判所に「相続財産の保存又は管理に関する処分」（別表第一・90）の申立てをして、「寄託（有償）及び寄託料の支払」

---

<sup>7</sup> 同条1項の規定との関係から、同条2項の処分は、承認又は放棄に至るまでに限って行うことができるとの解釈も取り得るところですが、後見センターでは、単純承認後についても同項による処分は可能であると考えています。

又は「換価」若しくは「廃棄<sup>8</sup>」を求めることが可能と考える場合もあると考えられます。<sup>9</sup>

申立てを検討するにあたっては、事前に後見センターにお問合せください。

(イ) 後見人等は、相続人に対し、原則として月1回の割合で2回程度引継ぎの催告を行い<sup>1011</sup>、催告後、一定期間経過しても相続人が動産を受領しない場合に、前記(ア)の寄託・換価・廃棄の申立て、又は、民法918条2項の相続財産管理人選任の申立てをすることが考えられます。そして、前記申立てに基づき動産を換価した場合には、家庭裁判所に死後事務終了までの報酬を請求し、動産の売得金及びその他の現金の総額から報酬を控除して残金を供託した後、相続人に対して処理の内容を通知することによって、管理計算報告と引継ぎに関する全ての事務を終了することになります。

<sup>8</sup> 個々の相続財産の処分が「相続財産の保存に必要な処分」となり得る場合とは、その財産の交換価値、保管期間、費用、相続財産の構成や相続財産全体の価値を総合して、その財産の保管を続けることが相続財産全体の価値を棄損する場合であり、換価可能な場合は換価処分が、換価不可能（ないし無価値）の場合には廃棄処分が「必要な処分」に当たると考えられる。

<sup>9</sup> 民法918条2項でいう「相続財産の保存に必要な処分」とは、相続財産が浮動的状態に置かれている場合に、一定の者の請求によって、家庭裁判所に遺産管理に必要な処分（仮処分的措置）を講ずる道を開くものであり、財産の封印、処分禁止、占有移転禁止、財産目録の調整提出命令、相続財産管理人の選任のほか、必要性が認められる場合には、個々の相続財産を換価又は廃棄して処分することも含まれるものと解される。

<sup>10</sup> 複数回の催告を求めるのは、①その後に換価を含む重要な処分が行われる可能性があるため、処分により不利益を受ける相続人に対する告知は慎重に行う必要があること、②相続財産の保管を継続することにより相続財産の価値の毀損が生じる場合は、一定程度の長期間にわたり引継ぎができない場合であるから、このような場合に当たるか否かを確認することにあり、最初の履行提供を含めて1月毎に計3回の催告を行っても相続人が受領しないのであれば、①②のいずれの要請も満たされていると考えられる。このような考え方によれば、催告に当たっては「受領を拒否した場合には、民法918条2項に基づく換価処分等が行われる可能性があること」を明示する必要がある。

<sup>11</sup> 極めて高額な動産や、後見人等において個人的に保管することが困難な動産（動物等）がある場合には、催告を経ないで直ちに寄託を行うべき場合もあり得る。

## [後見]

後見人が、①「相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為」(民法873条の2第1号)として動産を倉庫業者に寄託する、②同条3号の許可に基づき毎月保管費用を払う、③一定期間経過後(6か月～1年未満)に、保存について過分の費用を要するので、「相続財産の保存に必要な行為」として、3号許可の申立てをして動産を廃棄するという運用も考えられます。ただし、後見人は、918条2項の「相続財産の保存又は管理に必要な処分」の場合と同様に、前記①②③の各段階の前に、相続人にその旨通告して引継ぎの催告を求めるのが相当です。

## 3 おわりに

今回ご紹介したのは、本人死亡後の事務処理について的一般的な手順、方針です。後見センターでは、これらの事務を具体化するため、最終の後見等事務報告書や死亡時財産目録の書式、知れたる相続人に対する履行提供後の事務フロー、民法918条2項による相続財産管理人の選任要件等を整理しています。詳細は今後の後見センターにより紹介しますので、よろしくお願いします。

細かいことを言いますが…。

第6回のテーマは、「受理面接の予約」

細かいことを言いますが、後見等開始申立時の受理面接は、必ず、申立書提出前に電話にて予約を取ってください。事前に予約を取らないまま、後見等開始申立書が送付されてくることがあります、この場合、裁判所から申立人又は申立代理人に連絡をして、日程調整をすることになり、申立てから受理面接までに時間が相当かかってしまいます。必ず事前に予約を取り、申立書は面接日の一週間前に提出していただきますよう、お願ひいたします。

申立人又は申立代理人が受理面接のために来庁することができない場合や本人申立で本人が来庁することができない場合には、受理面接は行わず、調査官調査を行うことになりますので、不出頭上申書を申立書に添付してください。また、類型変更による後見等開始申立時にも受理面接は行いませんので、予約は不要です。

なお、前回の後見センターだよりでお伝えしたとおり、本庁においては受理面接省略類型（書面審理）が導入されましたので、該当事案については、利用をご検討ください。

## 第7回後見センターだより

### 1 はじめに

今回の後見センターだよりでは、前回（第6回）に引き続き、本人死亡後相続人等への財産引継ぎまでの監督について説明します。今回説明するのは、本人の死亡後、①後見人等<sup>1</sup>による民法918条2項に基づく相続財産管理人選任の申立てに関する手続と、②管理財産が少額の事案における後見事務終了までの流れについてです。なお、大阪家庭裁判所家事4部では、後見人等による民法918条2項の相続財産管理人選任申立ては後見センターで担当し、民法952条の相続財産管理人選任の申立ては財産管理係で取り扱いますので、ご留意ください。

### 2 民法918条2項に基づく相続財産管理人選任申立について

#### (1) 本人死亡後の管理計算報告・引継ぎ事務の通常の流れ（第6回の要約）

後見人等は、知れたる相続人1名に対して管理計算報告（民法870条）及び相続財産引継ぎ（民法869条、644条、646条1項）について履行の提供をすれば、これらの債務について遅滞の責を免れることになりますが、これらの債務自体が消滅するわけではありません。とはいえ、現金・動産以外の財産は、本人の死亡によって全相続人の遺産共有の状態になるため、相続人が管理計算報告・引継ぎにつき受領拒絶をしたとしても、後見人等としては、それ以上に権利を微表する書類<sup>2</sup>の引継ぎまで行う必要はありません。また、動産についても、民法873条の2第1号、第3号や民法918条2項の「相続財産の保存に必要な処分」による寄託・換価・廃棄が考えられる場合には、これらの処分後に動産の売得金及びその他の

---

<sup>1</sup> 今回も、本人死後の後見人等を含めて「後見人等」と表記する。

<sup>2</sup> 本人名義の預貯金通帳・証書、登記関係書類等をいう。

現金の総額から報酬を控除して残金を供託した後、相続人に対して処理の内容を通知することによって、全ての事務を終了することができます。

したがって、多くの事案においては、民法918条2項に基づいて相続財産管理人を選任するまでもなく、後見事務を終了することが可能であると考えられます。

## (2) 要件(1)－紛争性が極めて高いこと

しかしながら、①相続人間の対立が激しく、誰が引継ぎを受けるかも定まらない場合<sup>3</sup>、②相続人が後見人等の財産管理に不信感を抱いており、引継ぎを受けると後見人等の財産管理を追認することになるとして、引継ぎを拒否する場合のように、紛争性が極めて高い類型についてまで前記(1)の取扱いを貫徹すると、後見人等が相続人間の紛争に巻き込まれ、管理権限を失った後も事実上長期間にわたり相続財産を保有しなければならない事態が起きることが懸念されます。そのため、紛争性が極めて高い事案については、民法918条2項による相続財産管理人の選任の検討を考えられます<sup>4</sup>。

## (3) 要件(2)－相続財産管理人選任の必要性があること

とはいえ、民法918条2項による相続財産管理人に求められる事務が、「相続人全員と交渉し、相続人代表者を決めてその者への引継ぎの同意を取る」だけであれば、管理すべき財産の価値に比べて管理費用<sup>5</sup>が不相当に

<sup>3</sup> 対立する相続人の双方が、①自分は財産を引き継ぐ意思はないが、相手が引き継ぐことにも反対する場合と、②いずれも自分に引き継ぐよう求める場合が考えられる。

<sup>4</sup> 後見センターでは、本文に記載した事案のほか、法律専門職以外の第三者が後見人等である場合（市民後見人等）に、財産引継ぎの前提としての全相続人調査等を目的として、民法918条2項に基づく相続財産管理人選任の申立てを行うことを想定している。もっとも、弁護士が後見人である場合は、自ら戸籍等の資料を取得して相続人調査を行うことができるため、このような目的の申立ては想定されていない。選任の目的や申立者等が異なるため、後見センターでは、民法918条2項に基づく相続財産管理人を選任すべき2つの類型を「親族間紛争型」、「相続人調査型」と呼んで区別している。

<sup>5</sup> 相続財産管理人に対する報酬を含む。

高額となり、相続財産管理人選任までの必要性はないと考えられます<sup>6</sup>。したがって、選任の必要性が認められる場合とは、相続財産管理人に、上記の事務に加えて次のような事務が期待される場合といえます。

ア 相続財産中に借地権又は住宅ローン付き住宅や、事業用不動産（抵当権付）があり、これらの財産を維持するためには、今後も継続的な弁済が必要となるが、相続人間の対立が激しいため、今後も相当長期<sup>7</sup>にわたり相続人全員による預金の解約や払戻しが期待できない。

イ 相続財産の中に事業用不動産があり、相続発生後も継続的に家賃の入金を受け入れる必要がある。

ウ 相続財産の中に、財産的価値は高いが換価が困難な動産（美術品等）があり、適切な方法で保管を続ける必要がある。

#### (4) いわゆるスライド選任について

民法918条2項の相続財産管理人は、後見人等から管理計算報告・引継ぎを受ける立場にあり、場合によっては後見人等に対して善管注意義務違反を追及する立場にあります。このため、後見センターでは、後見人等をそのまま相続財産管理人に選任することは、後見人等による財産管理の適正さをチェックする機会が失われることになり、望ましくないと考えています。

#### (5) 手続の流れ

---

<sup>6</sup> 相続財産の保存を目的とした相続財産管理人の選任によって、むしろ相続財産の減少を来たすことがある。

<sup>7</sup> 弁済期末到来の地代や住宅ローン等の債務も、契約の解除を免れる限度での支払は「相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為」（民法873条の2第1号）として、元後見人の立場で行うことができる（そのための預金の払戻しには3号許可を要する）。しかし、遺産分割の長期化が予測される場合に、分割成立まで元後見人の立場で被相続人名義の口座から弁済期末到来の債務を支払い続けることは民法873条の2の趣旨を超えており、この場合は918条2項の相続財産管理人選任の必要があるといえる。とはいって、地代やローンの月額が僅少で、相続財産管理人の報酬のほうが高額になる場合にまで選任の必要性を認めることは難しい。

知れたる相続人が管理計算報告・引継ぎについて受領拒絶をし、かつ要件(1)(2)を満たす場合には、後見人等は、対立する相続人双方に対し、一定の期限を定めた上で、引継ぎに応じるか、あるいは、遺産分割調停及び審判前の保全処分としての財産管理者の選任(家事事件手続法200条1項)をするかを求めます<sup>8</sup>。期限が経過したにもかかわらず、相続人が引継ぎにも調停申立てにも応じない場合、後見人等は、後見センターに民法918条2項の相続財産管理人選任の申立てをし、相続財産管理人が選任された後、同管理人に管理計算報告書類と相続財産を引き渡し、後見センターに対し、死後事務終了時までの報酬請求と終了報告をすることになります。

### 3 管理財産が少額の事案で民法952条に基づく相続財産管理人選任を申し立てるまでの手続

#### (1) 問題の所在

これまで、後見人等が本人の死亡後も長期間にわたり本人(被相続人)の財産を権限なく管理してきた事案には、民法952条の相続管理人選任の要件を満たしている可能性はあるものの、本人の管理財産(相続財産)中、預貯金・現金等の流動資産があまりに少額であるため、相続財産管理費用が見込めない場合<sup>9</sup>が多くあったと思われます。しかし、そのような場合にまで、全ての相続人を調査した上で民法952条の相続財産管理人を選任しなければ後見事務を終了できないと考えることには疑問があります。

#### (2) 管理財産額少額の場合

---

<sup>8</sup> このとき、後見人等は、相続人らに対し、所定の期間内に引継ぎにも調停申立てにも応じなければ、大阪家庭裁判所に民法918条2項による相続財産管理人選任申立てをすること、相続財産管理人の報酬は相続財産の中から支払われることを伝える。

<sup>9</sup> 戸籍を収集して第1順位から第3順位までの全相続人を調査する費用もないことがある。

そこで、今般、後見センターでは、①後見人等の手持ちの戸籍資料によれば相続人が不存在である見込みが高い場合、あるいは②知れたる相続人が相続放棄（予定）を理由に管理計算報告・引継ぎについて受領拒絶をした場合には、後見人等が、次の事務フローに従って管理計算報告・引継ぎまでの事務を終える運用を始めることにしました。

#### ア 死後事務

後見人等は、まず、次の死後事務<sup>10</sup>を行います。本人の財産が少額で、かつ、債務が多額である場合のように、後見人等としてどこまでの事務を行うべきか疑問があれば、事前に後見センターに相談してください。

- ・弁済期到来後の債務の支払
- ・火葬・葬儀・永代供養<sup>11</sup>
- ・無価値動産の廃棄<sup>12</sup>

#### イ 報酬請求

後見人等は、最終の後見事務報告書、死亡時点を基準時として作成した財産目録を付けて、後見センターに報酬請求をします。後見センターは、次の付加報酬を勘案して、前回後見事務報告から死後事務終了時までの後見人報酬（最後報酬）の額を決めることになります。

- ・通常の死亡時引継事務に係る付加報酬
- ・財産僅少による過去の報酬減額を考慮した付加報酬
- ・死後事務に係る付加報酬

<sup>10</sup> 民法873条の2（後見）、民法874条において準用する654条（後見・保佐・補助共通）に基づき行う。死後事務費用は、3号許可により本人名義の口座から引き出すか（後見）、本人の生前に引き出した現金の中から支出する（後見・保佐・補助共通）。

<sup>11</sup> 本人が残した少額の相続財産の限度で行う簡易な形の葬儀・永代供養（3号許可の対象）

<sup>12</sup> いわゆる「ゴミ屋敷」の片付け（腐敗物のみでも）など。3号許可に基づいて行うほか、民法918条2項の「相続財産の保存に必要な処分」として行うことが考えられる（第6回）。

## ウ 全相続人調査・民法952条に基づく相続財産管理人選任申立ての検討

最後報酬を支払った後、本人名義の財産が少なくとも30万円残っている場合には、後見人等は、民法952条に基づく相続財産管理人選任の申立ての必要性がある事案かどうかを後見センター<sup>13</sup>に相談します。

申立て相当との判断がされた場合、後見人等が弁護士であれば、自身で全相続人調査を行っていただきます。その結果、相続を承認する相続人が一人でも存在すれば、第6回で説明した手続の流れ（3(2)）により管理終了まで進めてください。これに対し、戸籍上相続人が存在していないか、相続人全員の相続放棄が確定するなどして、民法952条の相続財産管理人選任の要件が満たされれば、家事4部財産管理係に、民法952条に基づく相続財産管理人選任の申立てをしていただくことになります<sup>14</sup>。

申立ての必要性がないと判断された場合<sup>15</sup>、後見人等は、管理中の現金を供託します。なお、預貯金口座があっても、その徴表となる書類（通帳等）の引継ぎは不要であることは、前回説明した通りです。

## エ 後見センターへの管理終了報告

後見人等は、後見センターに対し、前記ウの事務についての報告書を提出することにより、全ての手続を終了します。

## 4 おわりに

後見センターでは、平成30年8月1日から本人死亡後の事務についても監督処分を行うため、同年6月下旬には最終の後見等事務報告書や死亡

<sup>13</sup> 952条に基づく申立ての必要性があるかどうかは、後見・財産管理の双方を担当する家事4部裁判官が検討する。

<sup>14</sup> 全相続人調査に係る費用と、民法952条の相続財産管理人選任申立てまでの付加報酬は、相続財産管理事件の中で検討することになる。

<sup>15</sup> 本人名義の財産が30万円未満の場合を含む。

時財産目録の書式を整え、皆様がご利用できる形で提供する予定にしています。これらの書式の利用方法は、今後の研修でご説明するとともに、次回の後見センターだよりでも紹介いたしますので、よろしくお願いします。

細かいことを言いますが

### 第7回のテーマは、「報酬付与申立て時の注意事項」

今回は、報酬付与申立ての際に注意していただきたい事項についてご紹介します。以前このコーナーで取り上げた内容と重複する部分もありますが、ご容赦ください。

当庁の申立て書式の1番上に、誰に対する報酬付与申立てなのかを記載する欄があるのですが、目立たないためか、この欄のチェック忘れが多いので注意してください。チェック繋がりで、報酬付与申立て事情説明書の「2 付加報酬について」及び「3 報酬助成について」のチェック忘れが多いので気を付けてください。1を記入して油断してしまうのでしょうか。

財産目録の「記帳を確認した日」欄は、財産目録の報告基準日後に通帳の記帳をした上で新しい記載又は新しい記載がないことを確認した日を記入してください。数年前から入出金が全くない口座について、通帳の最終入出金の日付がこの欄に記載されているものが散見されますが、これだと金融機関に行って記帳してきてください、ということになってしまいます。

書面の提出忘れが非常に多いのが、監督人からの報酬付与申立ての際の後見等事務報告書です。当庁の監督事務報告書の書式には、報告対象期間における収支変動や臨時収支等、裁判所の審査に不可欠な情報についての記載がありません。監督人として報酬付与申立てをする場合には、監督事務報告書以外に後見等事務報告書の提出をくれぐれもお忘れなきようお願いします。

## 第8回後見センターだより

### 1 はじめに

大阪家庭裁判所家事4部後見センターでは、平成30年8月1日から<sup>1</sup>、本人死亡後、相続人等への財産引継ぎまでを監督する新しい運用を開始しました。この新しい運用の概要及び基本となる考え方については本連載の前回（第7回）及び前々回（第6回）にも説明していますが、提出書類の書式や提出期限等を含めた具体的な事務の内容については、平成30年6月28日に行われた大阪弁護士会の成年後見人等候補者名簿登録更新研修（以下「更新研修」という。）において詳しく説明をしました。今回は、更新研修で説明した、本人死亡後相続人等への財産引継ぎまでの具体的な事務の流れについて、時系列に沿って説明をします。

### 2 本人死亡後の後見人等の事務の流れ

#### （1） 概要

後見センターでは、これまで本人死亡が確認されれば監督を終了していたところ、平成30年8月1日以降は、相続人等への財産引継ぎが必要な事案については原則として引継関係書類の提出までを求め、適正な引継ぎが行われたことを確認した上で監督を終了することになります。【別表1】は、本人死亡から後見事務終了までの後見人の事務の流れをフローチャートの形に整理したものです（以下「事務フロー」ということがある。）。今後、後見人等は、本人死亡後はこの事務フローに従って事務を行ってください<sup>2</sup>。

#### （2） 事務の流れ

<sup>1</sup> 新たな運用は、本人が平成30年8月1日以降に亡くなられた場合について適用されます。それ以前に亡くなられた本人については、従前どおりの監督を行うことになります。死亡後の事務処理に疑義がある場合には、後見センターに相談してください。

<sup>2</sup> 本稿は、裁判所に対する報告等の事務の流れを説明するものであり、法務局に対する終了登記申請や、相続人に対する管理計算報告は別途必要になりますので、ご注意ください。

ア 本人死亡直後（【別表1】①，②）

本人が死亡した場合、まずは速やかに死亡の事実を裏付ける死亡診断書写し等の資料を後見センターに提出してください。この点は従前と同様です。

イ 引継ぎ事務の要否（【別表1】③）

その後の事務は、事案によって異なります。まず、後見人等自身が相続人である場合<sup>3</sup>や、保佐・補助類型で財産管理に関する代理権が付与されていない場合、相続人等に対する財産の引継ぎが予定されていませんので、上記アの書類の提出により後見事務は終了します。したがって、裁判所に対する引継関係書類の提出も不要です（ただし、報酬付与の申立てを行う場合は、下記ウに記載の書類を提出して下さい。）。

これらの事案にいずれも該当しない場合は、【別表1】④に進みます。

ウ 報酬付与申立てをする場合（【別表1】④→⑨）

(ア) 相続人等への引継ぎが必要な事案については、最終的には引継関係書類を提出していただくことになりますが、提出資料の内容及びタイミングは、後見人等が報酬付与の申立てを予定しているか否かによって異なります。弁護士が後見人等として選任されている事案では、ほとんどの事案で報酬付与を申し立てことになると思われますので、まずはこのような事案を念頭に説明します。

事務フローでは、報酬付与の申立ては、相続人等に対する引継ぎを行う前にすることを想定しています<sup>4</sup>。この場合、報酬付与申立てに当たっては、①報酬付与申立書、②事情説明書に加え、③本人の死亡時を報告基準日とした財産目録（以下「死亡時財産目録」という。）、④死亡時までの「後

<sup>3</sup> 弁護士が後見監督人として選任されている事案が想定されます。

<sup>4</sup> 付与を受けた報酬及び事務費等を清算した上で残余財産を相続人等に引き継ぐことが多いと思われるからです。

見等事務報告書」、⑤財産目録の裏付けとなる預金通帳の写し等の資料を提出してください（死亡時財産目録、後見等事務報告書、裏付資料の3点をまとめて「死亡時3点セット」という。）。

この死亡時3点セットは、通常の報告時に提出を求めているものと大きく変わりませんが、基準時を死亡時点として作成してください。死亡時の前後で後見人等の権限が大きく異なることから、死亡時点における本人の財産状況を把握する必要があるためです。特に現金については、死亡時点での金額を把握して記載していただく必要がありますので、ご留意ください<sup>5</sup>。

(イ) 報酬付与の審判を受けた後の事務は、報酬、事務費その他の債務を清算した後、相続人等に引き継ぐべき積極財産が残存するか否か（【別表1】⑪）によって異なります<sup>6</sup>。

報酬その他の債務を清算した上で、相続人等に引き継ぐべき財産が残った場合（【別表1】⑬、⑭）、相続人等に対して残余財産の引継ぎを行い、後見センターには、死亡時以降の収支報告書【書式1】及び相続人等への引継関係書類を提出してください<sup>7</sup>。収支報告書については、本人死亡後は原則として財産の変動が予定されていないことから、本人死亡時から相続人等への引継時までの全収支を記載の上、5万円を超える収支については裏付資料を添付してください。引継関係書類とは、相続人等の署名

---

<sup>5</sup> ただし、本人死亡後、報酬付与の申立ての時点までに何らかの死後事務を行った場合には、付加報酬の付与を検討することになります。付加報酬を求める場合には、事情説明書に行った死後事務の内容を記載し、裏付資料と共に提出してください。

<sup>6</sup> 第三者に対する債務等がある場合、その弁済は本来的には相続人において行うべきものであり、後見人が清算義務を負うものではありません。本稿では、後見人であれば民法873条の2第2項、それ以外であれば事務管理等に基づき、死後事務の一環として債務の弁済を行った場合を想定して説明をしています。

<sup>7</sup> 引き継ぐべき相続人が不存在である場合には、民法952条に基づく相続財産管理人の選任申立てをし、選任された相続財産管理人に引継ぎを行うことになります。ただし、残余財産が少額の場合には、相続財産管理人選任申立てを行う必要がない場合もあります（第7回を参照してください。）。

押印のある引継書【書式2－1】と引継時財産目録【書式2－2】の2点です。

事務フローに記載のとおり、この収支報告書及び引継関係書類の提出期限は本人死亡から4か月以内としています。つまり、原則として本人死亡から4か月の間に、最後報酬の付与を経て相続人等に対する引継ぎを完了していただく必要があることになります。円滑な後見事務の終了に向け、期限内の引継ぎにご協力をお願いします。相続人との連絡や引継ぎが円滑に進んでいないなど、何らかの事情で引継関係書類が提出できない場合には、本人死亡から4か月の時点で、その時点における進捗状況の報告書の提出をお願いします。

報酬付与審判後、報酬を含む債務を清算した後に、相続人等に引き継ぐべき本人の財産が残らない場合（【別表1】⑫）には、引継ぎは行う必要がありませんので、引継書の提出は不要です。死亡時以降の収支報告書のみを提出してください。収支報告書には、本人の死亡時以降本人財産が0になるまでの収支を全て記載し、5万円を超える収支については裏付け資料を添付してください。この場合の収支報告書は、報酬付与審判から1か月以内に提出して下さい。

#### エ 報酬申立てをしない場合（【別表1】④→⑤）

報酬申立てをしない場合の事務は、債務の弁済等を行った上で相続人等に引き継ぐべき財産が存在しているかによって異なります。

本人の支払うべき債務等を弁済した上で、相続人等に引き継ぐべき積極財産が存在している場合（【別表1】⑦、⑧）については、相続人等に財産の引継ぎを行った上で、死亡時3点セット、収支報告書、相続人等への引継関係書類を提出してください。死亡時3点セットの作成基準時を死亡時とすること、収支報告書や引継書の記載内容については、報

酬付与申立てをする場合と同様です。引継ぎが必要な場合の書面の提出は、本人死亡から4か月以内にお願いします。何らかの事情でこれらの書類が提出できない場合に、進捗に関する報告書を提出していただく点は、報酬付与申立てをする場合と同様です。

本人の支払うべき債務等を弁済し、相続人等に引き継ぐべき財産が残らない場合（【別表1】⑥）については、死亡時3点セット及び死亡時以降の收支報告書を本人死亡から2か月以内に提出してください。

### （3）後見等監督人が選任されている事案

後見等監督人（以下「監督人」という。）が選任されている事案について、本人死亡後の事務を整理したものが【別表2】です。本人死亡後、原則として引継関係書類を確認した上で監督を終了することに変わりはありませんので、後見事務終了に向けた流れ自体は【別表1】とほぼ同様の内容となっています。

異なるのは、監督人が選任されている場合には、死亡時3点セット及び引継関係書類は、まずは後見人等から監督人に提出され、監督人においてこれを精査した上で、監督事務報告書を添付して、監督人から後見センターに提出されることを予定しているという点です。弁護士として相続人以外の親族後見人や第三者後見人等の監督人に選任された場合には、後見人等に対して死亡後の事務の流れを説明するとともに必要な資料の提出を求め、本人の死亡時までの後見等事務及び相続人等への財産引継ぎまでが適正に行われているかを確認する必要があります。本人の死亡前後は現金による臨時支出が生じることも多いため、現金については現金出納帳による管理を行うよう指導した上、通帳原本のみならず、領収書類等の原本も適宜確認するなどして、適正な引継ぎの実現に向けた監督にご協力をお願いします（後見人等自身が相続人である場合に引

継関係書類の提出を要しないことは監督人が選任されていても同様です  
ので、この場合には、報酬付与申立てを行う際に死亡時 3 点セットを提  
出いただければ足ります。【別表 2】③の右矢印。)。

### 3 おわりに

以上のように、本人死亡後の裁判所への報告の内容及び提出期限は、①相  
続人等への引継ぎが必要か否か、②報酬申立てを行うか否か、③相続人等へ  
引継ぐべき財産が残存するか否かによって異なりますので、事務フローを参  
照し、事案に応じた対応をお願いします。

また、すでに説明しているように、相続人間に紛争がある場合や、相続人  
との連絡が円滑に進まない場合などの引継困難事例については、民法 918  
条 2 項に基づく必要な処分や、相続財産管理人の選任等による対応が考えら  
れます（詳細については本連載の第 7 回、第 6 回を参照。）。処理に悩んだ場  
合には、事務フローに関わらず、適宜のタイミングで後見センターにご相談  
をお願いします。

なお、次ページ以降に、事務フロー及び本文中で説明した収支報告書等の  
書式を参考として掲載しています。大阪家庭裁判所後見センターのウェブサ  
イトからは、掲載した書式に加え、民法 918 条 2 項に基づく処分等の申立  
書等の各書式をダウンロードすることができますので、必ず後見センターの  
ウェブサイトに掲載されている最新の書式を利用して報告・申立て等を行う  
ようにしてください。

## 第8回小窓

第8回のテーマは、「後見人等就任後に行うこと」

細かいことを言いますが…、後見人等就任後に行っていただきたい事項についてご紹介します。

後見人等就任後は速やかに本人財産の調査に着手し、所定の提出期限までに財産目録と収支予定表を作成することになっています(民法853条1項本文、861条1項)。後見センターでは、成年後見人についての提出期限を次のように定めています。

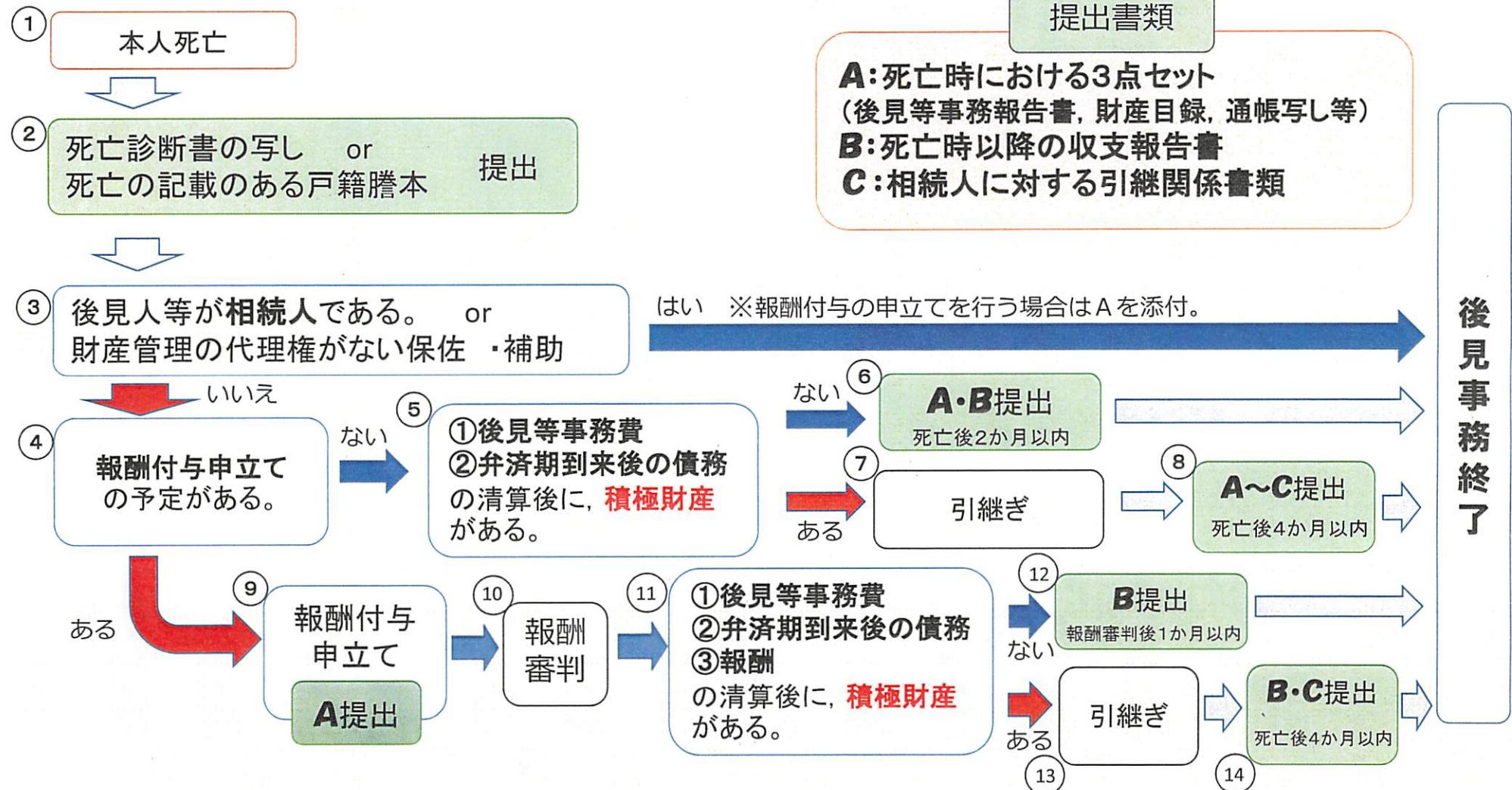
- ・申立人推薦の場合 開始審判確定日（就任日）から1か月
- ・専門職団体推薦の場合 開始審判確定日（就任日）から1か月と3週間このほか、監督人として選任されている場合などは、提出期限に関する定めが異なります。詳細は、審判書謄本に同封されている「後見人等に選任された方へ」と題する書面に記載されていますので、ご自身の提出期限を確認した上で、必ず期限までに提出できるように準備を進めてください。

財産目録の作成が提出期限に間に合わない場合は、期間伸長の申立てを検討してください(民法853条1項ただし書)。ただし、申立てができるのは成年後見人・未成年後見人に限られます。保佐人・補助人・各監督人の場合は規定がないので、連絡票等で提出が間に合わない旨を報告してください。

また、財産目録だけではなく収支予定表の作成も正確に行ってください。収支予定表は、今後裁判所が監督をしていく上で審査に必要不可欠なものであるとともに、本人の生活状況を把握するための重要な資料でもあります。本人の収入・支出の各費目について、きちんと裏付資料を確認して作成していただきますようお願いします。

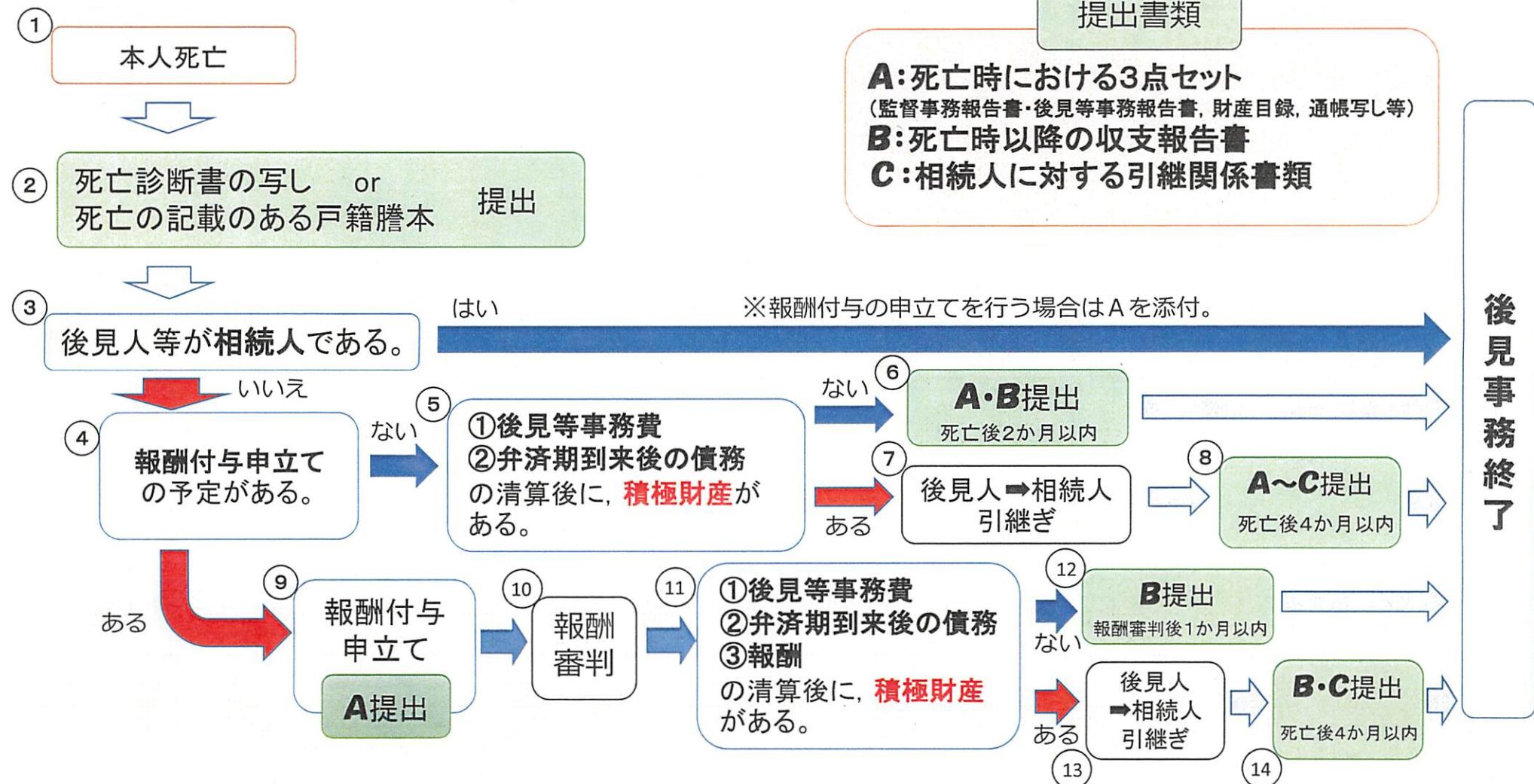
# 本人死亡後の事務の流れ～後見人等～

【別表1】



# 本人死亡後の事務の流れ～監督人～

【別表2】



【書式1】

基本事件番号 平成 年(家)第 号(本人)

收支報告書(死亡後)

平成 年 月 日

- 大阪家庭裁判所 後見センター 御中
- 大阪家庭裁判所 堺支部 御中
- 大阪家庭裁判所 岸和田支部 御中

成年後見人等



本人の死亡後の收支の内容について下記のとおり報告します。

記

年月日	収支の内容	収入	支出	備考・資料番号
合計				△

以上

【書式2-1】

基本事件番号 平成 年(家)第 号(本人)

平成 年 月 日

- 大阪家庭裁判所 後見センター 御中
- 大阪家庭裁判所 堺支部 御中
- 大阪家庭裁判所 岸和田支部 御中

住所

氏名 印

(相続人の方が署名・押印してください。)

引 繙 書

亡\_\_\_\_\_の成年後見人等であった\_\_\_\_\_から、

別紙財産目録記載の遺産の引継ぎを受けました。

平成 年(家) 第 号 本人 \_\_\_\_\_

※提出する前に必ずコピーを取っておいてください。

※記載欄が足りない場合は、用紙をコピー等して複数枚にわたって書いてください。

## 財産目録

## 1 預貯金（普通・定期・定額・積立など）・現金 ※通帳等を見て書いてください。

金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	残高（円）	記帳を確認した日	名義人	管理者	資料番号
現 金								
施設等預入金（預入先：）								
合 計								

## 2 有価証券関係（株式、投資信託、公債、社債など）※直近の運用実績報告書等を見て書いてください。

種類	銘柄等	数量	評価単価	評価額(円)	取扱金融機関	名義人	管理者	資料番号
		株 口						
		株 口						
		株 口						
		株 口						
		株 口						
		株 口						
		株 口						
		株 口						
合 計								

## 3 不動産（土地）

※全部事項証明書（登記簿謄本）を見て書いてください。

所在	地番	地目	地積（m <sup>2</sup> ）	備考（持分・現状）	資料番号

## 不動産（建物）

※全部事項証明書（登記簿謄本）を見て書いてください。

所在	家屋番号	種類	床面積（m <sup>2</sup> ）	備考（持分・現状）	資料番号

## 4 保険契約（本人が契約者又は受取人になっているもの）

※保険証書等を見て書いてください。

保険会社の名称	保険の種類	証券番号	保険金額（円）	保険掛金（月額）（円）	契約者	受取人	資料番号

## 5 債権（貸付金など）※債権の額や内容が分かる資料を見て書いてください。

債務者名	債権の内容	当初の債権額（円）	債権の残額（円）	資料番号

合計

## 6 負債

※債務の返済額や内容が分かる資料を見て書いてください。

債務者名（支払先）	負債の内容	残額（円）	返済月額（円）	資料番号

合計

## 7 相続財産（本人が相続人となっている遺産）

無・有（別紙「相続財産目録」のとおり）

作成年月日

平成 年 月 日

記入者氏名

印

平成 年(家)第 号 本人 \_\_\_\_\_

※提出する前に必ずコピーを取っておいてください。

※本人が相続人になっている未分割遺産のある場合のみ記載してください。

※記載欄が足りない場合は、用紙をコピー等して複数枚にわたって書いてください。

## 相続財産目録

被相続人 \_\_\_\_\_ 分

### 1 預貯金（普通・定期・定額・積立など）・現金

※通帳等を見て書いてください。

金融機関の名称	支店名	口座種別	口座番号	残高(円)	相続分	管理者
現 金						
合 計						

### 2 有価証券関係（株式、投資信託、公債、社債など）

※直近の運用実績報告書等を見て書いてください。

種類	銘柄等	数量	評価単価	評価額(円)	相続分	管理者
		株 口				
		株 口				
		株 口				
		株 口				
合 計						

### 3 不動産（土地）

※全部事項証明書（登記簿謄本）を見て書いてください。

所 在	地 番	地 目	地積(m <sup>2</sup> )	相続分	備考（現状）

### 不動産（建物）

※全部事項証明書（登記簿謄本）を見て書いてください。

所 在	家屋番号	種 類	床面積(m <sup>2</sup> )	相続分	備考（現状）

### 4 負債

※債務の返済額や内容が分かる資料を見て書いてください。

債権者名（支払先）	負債の内容	残額(円)	備考
合 計			